

令和元年6月20日現在

機関番号：23702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04155

研究課題名(和文) ワーキングプアの住宅確保におけるリスクに関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research about the difficulty to secure housing for the working poor

研究代表者

杉野 緑 (SUGINO, Midori)

岐阜県立看護大学・看護学部・教授(移行)

研究者番号：70326106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はリーマンショック後のワーキングプアが有する住宅確保に関するリスクについて生活実態、生活内容に即して明らかにすることを目的とする。B市生活困窮者自立支援相談事業利用者のうち「住まい」「家賃・ローン」を相談したいこととして回答した104ケースの分析を行った。平均年齢51.2歳、相談時就労している者は3分の1、半数以上は健康状態が良くない。不安定な就労と健康状態の重なりにより「住まい」「家賃・ローン」の相談に至っている。住宅確保のリスクは賃貸居住者だけではなく持ち家居住者にもみられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

先行研究により若年、母子世帯、高齢者の住宅問題が指摘されている。本研究により勤労者世帯の低所得層及び民間賃貸住宅居住層の可処分所得に占める家賃負担は平均の4倍と重いことを確認した。さらに、生活困窮者自立支援相談事業利用者調査から、住宅確保のリスクを抱えている中心は中年層であり、就労と健康状態の重なりによりリスクはつくられ、そのリスクは賃貸居住者だけではなく持ち家居住者にもみられることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the difficulty to secure housing for the working poor, after the 2008 financial crisis, from the aspect of the reality of their life. We analyzed one hundred and four cases of Users of the Support for Needy Persons System in a city, who would need support on housing, and rent or mortgage. The average age of the respondents is 51.2 years old. Their working ratio is as low as one-third. More than half of them have health problems. Both insecure job status and poor health conditions made the respondents ask for support on housing, and rent or mortgage. The difficulty to secure housing can be seen not only for those who rent a house but also for those who have their own house.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ワーキングプア 生活困窮者自立支援法 生活保護

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 2008年リーマンショックにより非正規労働者を中心として仕事を失うと同時に住まいも失う人々の問題が社会的に注目されるようになったが、日本の社会保障制度は住宅に関する保障は生活保護の住宅扶助だけであり、諸外国にみる社会扶助としての住宅手当はない。

国は「第二のセーフティネット」施策を整備し、住宅に関しては「住宅手当緊急特別措置事業」(2010年)を開始し、2015年生活困窮者自立支援法の住居確保給付金となった。これは、離職者に対してハローワークで就労支援を受けることを前提とした有期の家賃補助である。

(2) 筆者らは、A市において「住宅手当緊急特別措置事業」の受給者調査(2010年4月~2011年9月申請分、51事例)を行った¹⁾。本事業の対象は、「離職により住宅を失ったもの、または失う恐れのあるもの」であるが、その収入は低く、約4割が保護基準以下の収入であった。さらに、半数は雇用保険の受給資格を有していなかった。働いている時から生活基盤は脆弱であり、離職・失職して1~3か月で家賃の支払いに困難をきたしていた。特に、稼働年齢にある男性の困窮が明らかになった。

(3) 小玉²⁾、駒村³⁾、小田川⁴⁾の先行研究により、稼働年齢にある低所得層の家賃負担が大きいこと、また民間賃貸住宅から疎外されている実態が論じられていたが、2008年リーマンショック後の不規則不安定労働者・低賃金労働者、いわゆるワーキングプアが有している住宅を確保するリスクについて、生活実態、生活内容まで言及した研究は少ない状況であった。

リーマンショック後のワーキングプアが有する住宅確保に関するリスクについて生活実態、生活内容に即して捉える必要があるとの考えに至った。

2. 研究の目的

本研究は、リーマンショック後のワーキングプア(不規則不安定労働者・低賃金労働者)特に稼働年齢にある男性が有している住宅確保に関するリスクを生活実態、生活内容に即して実証的に明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 総務省『家計調査報告書』2005年~2015年、勤労者世帯分を用いてリーマンショック後の家賃負担の動向を整理する。

(2) 厚生労働省『被保護者調査』により住宅扶助受給世帯について動向、世帯類型、世帯業態の実態を把握する。

(3) B市生活困窮者自立支援法利用者調査の実施。

B市において2016年、自立支援相談利用者調査を行い、利用者の生活実態を明らかにする。

(4) 入院患者調査

生活困窮者自立支援法利用者調査より、住宅確保のリスクと健康状態の重なりが明らかになり、C病院入院患者のうち住まいに関する相談ケース調査を実施。

(5) オランダ社会住宅調査

ワーキングプアへの住宅保障の示唆を得るためにオランダ社会住宅に関する調査実施。

4. 研究成果

(1) 総務省『家計調査報告書』2005年~2015年、勤労者世帯分を用いてリーマンショック後の家賃負担の動向を整理した。

勤労者世帯データを年間収入10分位別に可処分所得に対する「家賃・地代」の割合と実額を整理した。

2005年からの10年間、勤労者世帯の可処分所得に占める「家賃・地代」は4%台で推移しているが、年間収入第1分位は可処分所得に対して「家賃・地代」は常に13~15%を占めており、これに対して第10分位は1%台である。

同様に住宅の保有関係別に可処分所得に占める「家賃・地代」の割合・実額をみると、「民間借家」は17~18%、「給与住宅」は4~5%、「公営住宅」は11~13%であった。

低所得層と民間借家層は重なっていることが推測できるが、低所得層と民間借家層の家賃負担が大きいことが明らかになった。

(2) 厚生労働省統計資料にみる住宅扶助世帯の動向・世帯類型・世帯業態

厚生労働省資料より2005年からの住宅扶助受給世帯の動向をみると、実世帯数82009世帯から137887世帯、実人員数は1194020人から1842105人と増加している。被保護全体の動向と比較すると、2005年を100とした場合、全被保護実世帯数は156に対して住宅扶助受給世帯は168、全被保護人員数147に対して住宅扶助受給世帯は154と住宅扶助世帯数、人員数の増加は全体より大きい。

厚生労働省『被保護者全国一斉調査の「基礎調査」では「借家・借間世帯数、級地・住居の状況・実際家賃間代階級別」として実際の家賃額がまとめられていた。同調査が『被保護者調査』となってからの平成24年度~28年度の『被保護者調査』の「個別調査」において「被保護世帯数、級地・扶助の種類・世帯業態・世帯類型別」がまとめられている。

平成24年度住宅扶助受給世帯の世帯類型は、「高齢者世帯」42.5%「母子世帯」8%「障害者世帯」10.7%「傷病世帯」18.3%「その他世帯」20.5%である。全被保護世帯の世帯類型と比

較して「傷病世帯」0.3ポイント「その他世帯」1.2ポイント高い。次に、住宅扶助世帯の世帯業態をみると、就労世帯 15.8%と全体に比べて0.8ポイント高い。世帯類型、世帯業態ともに他の年次も同様の傾向である。

(3) B市生活困窮者自立支援法、自立支援相談事業利用者調査結果。

2015年4月から2016年1月末までに初回相談として同事業を利用したケース全262ケースのうち、相談したいこととして「住まい」「家賃やローンの支払」に回答した104ケースについて検討した。

性別及び年齢構成と世帯

104名のうち男性61名、女性43名、20歳代10名(9.6%)、30歳代11名(10.6%)、40歳代28名(26.9%)、50歳代27名(26%)、65歳以上23名(22.1%)と年齢の幅は広いが、中高年の割合が高い。平均年齢51.2歳である。

世帯構成は、単独世帯39名(37.5%)、女親と子どもから成る世帯22名(21.2%)、夫婦と子どもから成る世帯11名(10.6%)である。なお、ここでの「子ども」とは相談者から見た続柄であり、成人した「子ども」も含んでいる。世帯人員数は1人世帯39名(37.5%)、2人世帯31名(29.8%)、3人世帯17名(16.3%)、平均世帯人員数2.08人、3分の1が単身である。

住居の状況

住居の状況は、「賃貸アパート・マンション」44名(42.3%)、「持ち家」22名(21.2%)、「公営住宅」11名(10.6%)、「借家」5名(4.8%)等である。家賃の支払いが必要であることが確認できた相談者は60名(57.7%)である。

表1 住居の状況

住居	総計		男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
持家	22	21.2	13	21.3	9	20.9
借家	5	4.8	1	1.6	4	9.3
賃貸アパート・マンション	44	42.3	29	47.5	15	34.9
公営住宅	11	10.6	7	11.5	4	9.3
会社の寮・借り上げ住宅	2	1.9	1	1.6	1	2.3
野宿	2	1.9	1	1.6	1	2.3
その他	13	12.5	4	6.6	9	20.9
不明	5	4.8	5	8.2	0	0.0
合計	104	100.0	61	100.0	43	100.0

学歴

学歴は高校卒26名(25.0%)、大学卒14名(13.5%)、中卒10名(9.6%)、短大卒5名(4.8%)、大学院卒4名(3.8%)、不明35名(33.7%)である。

相談時における健康状態、就労状況

相談時の健康状態は、「良い」36名(34.6%)、「良くない(通院している)」50名(48.1%)、「良くない(通院していない)」9名(8.7%)であり、半数以上が健康状態は良くない。主な病名は、うつ病等の精神疾患、高血圧、糖尿病、がん等である。

次に、相談時の就労状況は、「就労している」22名(21.2%)、「転職先を探したい」14名(13.5%)、「仕事を探したい」29名(27.9%)、「仕事をしていない」27名(26%)であり、相談時に就労している者は36名(34.6%)に過ぎない。しかし、全員が正規雇用ではなく、12名はパート・アルバイト・派遣と回答している。

次に、稼働年齢にある65歳未満の者の健康状態と就労状況は、34名(43.6%)は就労しているが、20名の健康状態は良くない。仕事を探したい22名のうち9名は健康状態が良くない。仕事をしていない16名のうち13名は健康状態が良くない。表2

債務状況

63名(60.6%)は何らかの債務を有している。家賃滞納、税金滞納、住宅ローン、キャッシング等である。

生活困窮者自立支援相談事業利用者における住宅確保のリスク

不安定な就労、健康状態の悪化、そして、不安定な就労と健康状態の重なりにより「住まい」「家賃・ローン」の相談にいたっていると考えられる。その年齢層は広いが、中心は中高年であった。住宅確保のリスクは賃貸住宅居住者だけでなく「持ち家」居住者にも見られた。

「持ち家」であり「住まい」について回答した男性9名の平均年齢は54.4歳。相談時就労していた者は1名、福祉的就労のみであり、全員多額の住宅ローン、他の債務を抱えていた。7名は健康状態が良くない。

「賃貸住宅」であり「家賃・ローン」と回答した男性 26 名、平均年齢は 49.8 歳。相談時就労していた者は 9 名（うち自営業 2 名、正規雇用 3 名、非正規雇用 4 名）に過ぎない。15 名は何かの健康問題を抱えていた。

生活困窮者自立法の住居確保給付金に該当する利用者は確認できなかった。本法は住居確保給付金以外に金銭給付はない。従って大半の利用者は就労による収入増、または新たな債務により住宅に関する問題を解決するしかない。今後は、利用者を含む世帯の住宅確保上のリスクとして検討を行う。

表 2 65 歳未満の相談時健康状態と就労状況

	良い	良くない (通院)	良くない (通院なし)	不明	合計
就労している	5	9	5	1	20
就労しているが、転職先を探したい	8	5	1	0	14
今後、就労予定	3	0	0	0	3
仕事を探したい	12	7	1	2	22
仕事をしていない	2	12	1	1	16
不明	0	1	1	1	3
合計	30	34	9	5	78

(4) C 病院入院患者調査

生活困窮者自立支援法利用者調査結果から、住宅確保のリスクと健康状態の重なりが明らかになったことから、C 病院入院患者のうち住まいに関する相談ケース調査を行った。協力の得られた 7 ケース（男性 5 ケース、女性 2 ケース）、年齢は 40 歳代～80 歳代である。入院前の住まいは、「自家」1 名、「無料低額宿泊所」1 名、「飯場」1 名、「ホームレス」1 名、「賃貸アパート」3 名である。3 名は入院前にすでに「住まい」を持っていなかった。7 ケースのうち 6 名は単身である。

(5) オランダ社会住宅 (Social housing in the Netherlands) 調査

2017 年 9 月、オランダを訪問し、社会住宅及び家賃補助 (rent allowance) について調査を行った。オランダ社会住宅の歴史は長く 1800 年代終わりごろから主に感染症、健康問題への対応として宗教団体、労働組合、建設組合による住宅の建設が始まった。1901 年住宅法により現在に至っている。現在は Social housing associations 非営利民間団体によっている。社会住宅の目的は適切な家賃で住宅を保障すること、住宅がみづかりにくい人へ住宅を保障することである。家賃の上限は約 710€ とされ、社会住宅の対象は年収 4 万 € 以下 (勤労者の平均年収 35500 €) とされている。オランダの住宅の約 3 分の 1 を占める社会賃貸住宅である。住宅の質はポイント制により担保されている。単身者、家族、高齢者向け住宅等がある。

国の制度である家賃補助 (rent allowance) は全世帯の 20%、社会住宅 tenants の 48% が利用している。金額は世帯構成、実際の家賃額、収入、資産で計算される。2017 年時点で平均 210 € であった。2008 年リーマンショック後は受給人数が増加傾向にある。

社会住宅としての「住まい」と rent allowance により一定所得以下の国民に対して住宅保障を実現していた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

朝比奈朋子、杉野緑：生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴 A 市生活困窮者自立支援相談事業利用者の調査分析から、東京成徳大学「東京成徳大学紀要」第 25 号 P73-84、2018 年 3 月

朝比奈朋子、杉野緑：生活困窮者自立支援制度利用者に見る単身世帯の特徴 A 市生活困窮者自立支援相談事業利用者の健康状態と就労状況を中心に、東京成徳大学「東京成徳大学紀要」

〔学会発表〕(計 2 件)

朝比奈朋子、杉野緑、樋田幸恵：生活困窮者自立支援制度利用者にみる世帯の特徴 A 市生活困窮者自立支援相談事業利用者の調査分析から、日本社会福祉学会第 65 回秋季大会、2017 年 10 月

朝比奈朋子、杉野緑：生活困窮者自立支援制度利用者に見る単身世帯の特徴 A 市生活困窮者自立支援相談事業利用者の調査分析から、日本社会福祉学会第 66 回秋季大会、2018 年 9 月

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：川上 昌子

ローマ字氏名：Masako KAWAKAMI

所属研究機関名：聖隷クリストファー大学 (2018 年 3 月まで)

部局名：社会福祉学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁)：50095402

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：朝比奈 朋子

ローマ字氏名：Tomoko ASAHINA

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1) 習志野市保健福祉部保護課「習志野市における住宅手当受給者の調査結果報告」2013 (平成 25) 年 3 月

2) 小玉徹 (2012.2013): 欧州における住宅手当の展開と日本の課題 (その 1 ~ 3) 大阪市大「季刊経済研究」VOL34 3-4Winter2012.PP1-13、Vol35 1-2、Summer2015.PP11-22、Vol35 3-4Winter 2013.PP35-44

3) 丸山佳、駒村康平 (2018): 、低所得世帯の居住水準の実証研究、慶応義塾経済学会「三田学会雑誌」Vol.105. 4.PP95-126

4) 小田川華子 (2014): 低所得層の住まい保障の課題、社会政策学会「社会政策」第 6 巻第 1 号 PP83-93